

様式1

福祉サービス第三者評価結果報告書
【児童福祉分野（保育所）】

【受審施設・事業所情報】

事業所名称	大阪市立 森小路保育所	
運営法人名称	社会福祉法人 向日葵福祉会	
福祉サービスの種別	保育所	
代表者氏名	(所長) 岡本 佳代子	
定員（利用人数）	123 名 （利用人数 103 名）	
事業所所在地	〒 535-0013 大阪市旭区森小路2丁目5番29号	
電話番号	06 - 6951 - 6283	
FAX番号	06 - 6951 - 6283	
ホームページアドレス	https://morishojihoiku.com	
電子メールアドレス	morisyoji@himawari-f.ed.jp	
事業開始年月日	昭和23年6月1日	
職員・従業員数※	正規 19 名	非正規 6 名
専門職員※	保育士： 22名（内、常勤 19名） 看護師： 1名（内、常勤 1名） 准看護師： 1名（内、常勤 1名）	
施設・設備の概要※	[設備等] 敷地 1,671㎡、園舎 RC造4階建ての1階部分 438㎡、所庭 461㎡、保育室 5室（0・1歳児、 2歳児、3歳児、4歳児、5歳児）、沐浴室、 調乳室、調理室、事務室、トイレ（乳児・幼児・ 職員用）、プール、サンルーム、更衣室、倉庫ほか	

※印の項目については、定義等を最終頁に記載しています。

【第三者評価の受審状況】

受審回数	0 回
前回の受審時期	—

【評価結果公表に関する事業所の同意の有無】

評価結果公表に関する事業所の同意の有無	有
---------------------	---

【理念・基本方針】

【法人理念】

「自身の成長、そしてお返しを」

【保育理念】

① 常に子どもの幸福を第一に考えた保育を行い、子ども達が健全な生活が送れるよう、職員は知識の修得と技術の向上に努めます。

② 集団生活を通して子ども達の主体性を尊重しながら保育することにより、自立する心を養います。

③ 保護者や地域社会と力を合わせ、常に社会性と良識を持って保護者や地域に接します。

【保育基本方針】

① 愛情と熱意を持って、一人ひとりを育てる保育を提供し、保育に関する要望や意見、相談に際しては、わかりやすく説明する努力をし、全職員が知識と技術の向上に努めます。

② 集団生活を通じて規律ある生活態度・習慣と、自分で考え・判断・行動・表現できる能力の形成を図ります。

③ 子どもに健康で安全な環境が作れるよう、保護者や地域社会とのコミュニケーションを密にします。

【保育目標】

「元気な子」「思いやりのある子」「自分で考え行動できる子」「ルールや規律を守れる子」こんな子どもに育ててほしいと願っています。

【施設・事業所の特徴的な取組】

① 乳児(0～2歳)は育児担当制、幼児(3～5歳)は異年齢による保育の取り入れ、インクルーシブ保育(どんな子どもも一緒に育ち合おうよという保育)の実践

② 様々な経験…専任講師による運動遊び、英語遊び、科学遊びや和太鼓指等実施

③ 遊具、玩具の充実

【評価機関情報】

第三者評価機関名	特定非営利活動法人 ニッポン・アクティブライフ・クラブ
大阪府認証番号	270012
評価実施期間	令和4年9月5日～令和5年3月30日
評価決定年月日	令和5年3月30日
評価調査者(役割)	1701C029 (運営管理委員) 1401C047 (運営管理・専門職委員) ()

【総評】

◆評価機関総合コメント

・大阪市立 森小路保育所（当所）は、社会福祉法人 向日葵福祉会（法人）が、2021年4月に大阪市から公設置民営方式で運営を委託され、約2年が経過した。法人は、門真市及び隣接の大阪市鶴見区で認定こども園を4ヶ所、旭区で大阪市立保育所を2ヶ所、さらに門真市で放課後児童クラブを4ヶ所を運営している。

・法人の保育事業への参入経緯は、小学校教諭であった法人理事長夫妻が子どもの健康で豊かな心身の育成には小学生よりもっと早い幼児期が適切との考えから、小学校を退職し1986年4月に認可外のファースト保育園を開設したことに始まる。この当初の熱い思いが、その後のこども園や保育所等の運営につながり、理事長は当時の初心を紙芝居に込めて新入職員研修において伝えており、その思いは今なお脈々と職員に受け継がれている。

・当所は、地下鉄駅すぐそばの「旭総合福祉センター」1階にあり、2～4階には老人福祉センター、子育て支援センター、子ども・子育てプラザを併設し、子どもたちは地域住民に見守られ世代間交流の機会も多い。周辺の環境は、商店街やスーパーマーケットなどで賑わいマンションが混在した住宅街であり、核家族やひとり親世帯も多く見られ、近隣小学校の児童数は近年緩やかながら減少に転じている。周辺の有名な商店街や緑豊かな公園は、子どもたちの格好の地域との交流や散歩コースとなっている。

・保育所が入る4階建ての旭総合福祉センターは、築43年で老朽化が目立つため現在外壁を修理中である。耐震工事は対応済みで、内装のリニューアルは予定されていないため保育所は不便さを知恵と工夫で何とかカバーしているのが現状である。所庭の大型遊具はリニューアルされ、保育室の玩具入れ替えや絵本の置き方なども職員の知恵や工夫により充実しつつあるのが窺え、大阪市や調査機関のアンケートでも保護者の評判が良好であることが窺える。

・当所の特徴の一つは、インクルーシブ保育の実践であり、これは子どもの男女・障がいの有無・国籍等を問わず、家庭的にしんどい状態で生きている子どもを含め、いろいろな子どもと一緒に生活する事を通して共に育ち合う事を大切にする保育をいう。また、子どもたちが保育所で様々な経験、例えば専任講師による運動遊び、英語遊び、科学遊びや和太鼓を無料で学び楽しめることで、子どもや保護者にとって大変歓迎されている。

・特徴の二つ目は、子どもの地域との交流のほか、所庭開放や子育て相談、子育て支援拠点事業として3階の子ども支援センターにおいて親子教室等を定期的に行っており、市や地域の福祉団体と協働して、子どもと家庭の支援等に協力し貢献していることである。

◆特に評価の高い点

・保育に対する数々の工夫が見られる。例えば、乳児の育児担当制や幼児の異年齢保育の取り入れ、インクルーシブ保育（どんな子どもも一緒に育ち合おうよという保育）、コーナー保育、老朽化した保育室での創意工夫、コーナーに安全のクッションガードを貼る、室内の湿度保持に濡れタオルを設置するなど、きめ細かな配慮と対応を行っている。

・看護師の常駐で、子どもの健康管理・感染症予防の取り組みや具体的なシュミレーション実施など、保育の質の担保が行われている。

・保育所内で研究保育や安全点検ツアーなどを行う一方、保育の質向上への取り組みとして所内に三つの委員会を立上げ効果を上げている。一つ目の委員会は保育向上委員会傘下に安全衛生と保育内容研修グループを配置、二つ目はサービス向上委員会傘下に資質向上研修と美化・地域活動研修グループを配置、三つめはリスクマネジメント委員会を組織して、各委員会毎に所属の職員が中心となり、各場面で保育の質向上に努めている。

・職員の多彩な経歴や相互協働による保育の質向上への情熱やたゆまない努力が評価できる。保護者や近隣からの苦情に対しても真摯に対応し、苦情の内容を詳細に記録し職員で共有のうえ迅速な対応を目指し検討を重ね解決に向かう姿勢が窺える。また、苦情を内外に開示するオープンマインドな姿勢である。

◆改善を求められる点

・老朽化した建物や設備等でリスクが残る箇所につき、行政からの委託や法令上の制約条件を発想の転換や創意工夫により克服することで、子どもにとって最善の保育や保護者満足を目指し、改善への普段の試みや努力を期待する。具体的には、隣接との境界ブロック塀の安全性確保、撤去が必須なプレハブ倉庫の使用法の検討や多目的利用が可能な相談室の確保等が考えられ、保護者要望がある雨の日の自転車置き場の屋根設置については、保育所単独ではなく旭総合福祉センター駐輪場の改善について関係諸団体との協働の中で、課題解決を図る試みを望む。

・ICTシステムや機器の導入による業務効率化や働き方改革の進展を望む。次年度後半に保育所アプリの導入に踏み切る予定だが、これを機会に1回線の電話等通信設備の見直し、所内設置カメラ等の増設など着実に改善を進めることを期待する。

・中長期計画につき、計画の進捗や達成度が客観的に評価できるように、具体的な数値目標や具体的内容を設定した計画とすることと期間中の収支計画を添付することを望む。

◆第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

公設置民営の保育所であるため、できることとできないこと、改善できることとできないこと、数値目標を設定できることとできないところ、変更できることとできないこと等いろいろあるが、今後も子どもを真ん中において、保護者や地域と協力し保育を行っていきたい。保護者の方のご理解、ご協力にはいつも感謝している。

◆第三者評価結果

・別紙「第三者評価結果」を参照

第三者評価結果

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

		評価結果
I-1 理念・基本方針		
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
(コメント)	<ul style="list-style-type: none"> 法人理念、保育理念や基本方針等は、ホームページや事業計画に明記しており、保育所（当所）の使命、ビジョンや保育内容を読み取ることができる。 理念等は、初任者研修において理事長自ら、年度初めの職員会議等で所長が職員にリマインドするほか玄関等に掲示することで周知を図っている。 保護者には入所説明の機会に、重要事項説明書等の文書を使い当所の目的や運営方針の説明を行っている。 	

		評価結果
I-2 経営状況の把握		
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
(コメント)	<ul style="list-style-type: none"> 福祉事業全体の動向につき、法人の施設長会議にて具体的に把握している。 地域の動向については、区職員が参加する私保連（大阪市私立保育連盟）北部ブロック、地域社協（社会福祉協議会）や地域のネットワーク等の会合に参加することで情報の入手に努めている。 地域の利用者（子ども・保護者）の特徴や変化、保育ニーズについて把握・分析に努め、当所の運営に活かしている。 	
I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
(コメント)	<ul style="list-style-type: none"> 大阪市公設置保育所の民営委託を受け2年目を迎え、「子どもの幸せを第一に考え、保護者や地域社会と力を合わせ」た保育所運営につき、市と逐一協議を行いながら運営に当たっている。 市とは毎年委託についての協議を行うとともに、法人理事会と運営について打合せを継続しながら、子どもの最善を目指した保育に取り組んでいる。 	

I-3 事業計画の策定

I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
(コメント)	<ul style="list-style-type: none"> ・法人において中長期5ヶ年計画を策定し、今年は計画2年目となる。 ・計画には運営ビジョンや重要4項目の列挙のほか、「目標設定と行動計画」として①各年度の運営の基本 ②職員処遇の目標 ③保育内容 ④環境整備 ⑤保護者の協力及び支援 ⑥地域活動 ⑦職員研修 ⑧人事考課 ⑨第三者評価受審 ⑩その他につき定性（文言）による記載があり、経営課題や問題点の解決に向けた具体的内容となっている。 ・計画の進捗や達成度が客観的に評価できるよう定性による具体的目標に加え、定量（数値）目標を策定し、客観的な評価が可能な計画とすることを望む。 	
I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
(コメント)	<ul style="list-style-type: none"> ・R4年度の単年度計画は、中長期計画を踏まえ適切に策定され、計画書は職員に回覧され保育計画作成の指針となっている。 ・事業計画には資金収支予算表も添付されており、計画の進捗や達成度の客観的評価が可能である。保育に関する全体的な計画は、年度末に見直している。 ・事業計画策定と実行は、市からの委託内容に沿うことが前提で、その変更は細部に至るまで協議が必要となり、自由に計画策定や大幅見直し等は行っていない。 	

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
(コメント)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画は、市からの委託条件や内容の制約があり、その変更には都度両者の協議が必要となり、法人や当所の変更の自由は限定されている。 ・事業内容は、職員に計画書の回覧と説明が行われ周知が図られている。 ・計画の見直しを、年度末に行っている。 	
I-3-(2)-②	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b
(コメント)	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年の事業計画については、計画策定後の年初に職員への説明と周知を行い、保護者からの問い合わせがあれば、職員が都度対応し説明を行っている。 ・事業計画の行事以外の主な内容についても、保護者に分かりやすく説明した資料を用意し、資料配布や説明を行うことを望む。 ・新入所の子どもの保護者には、入所時に「重要事項説明書」等の資料を使い保育内容や行事等の説明を行っている。進級の子どもの保護者には、毎年度末に「延長保育事業」のしおりを配付し、保育内容や行事等につき周知を図っている。 	

	評価結果
--	-------------

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組		
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-①	保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
(コメント)	<ul style="list-style-type: none"> ・所内の保育向上委員会において、研修など保育の質向上への取組を行っている。所内で保育研修を行い、保育知識やスキル等の向上を目指している。 ・委員会においてPDCAサイクルを活用した当所の組織的な自己評価（Check）を行い、結果を分析のうえ今後の保育の質向上に活かしている。 ・今回、第三者評価を初受審したので、評価結果を踏まえ今後の保育の質向上の参考とし、毎年自己評価の継続を期待する。 	
I-4-(1)-②	評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
(コメント)	<ul style="list-style-type: none"> ・市のアンケート結果や行事等開催の都度、保護者意見を反映した評価を行い、問題点や課題を抽出のうえ、今後の保育の改善等に活かしている。 ・職員会議等で保育所の取組を自己評価し、反省等につき文書化し記録を残すことで、今後の保育の改善に活かしている。 	

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

		評価結果
Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ		
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅱ-1-(1)-①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
(コメント)	<ul style="list-style-type: none"> 施設長（所長）は、自ら当所の経営・管理に関する方針や取組を職員が理解できるよう職員会議等で表明している。 所長は、自らの役割と責任につき、「保育所運営規則」や「職員の職務内容」（職務分掌表）等に文書化し、職員に周知している。 緊急時における所長不在時には、主任やリーダー保育士に権限委譲することが文書化されている。 	
Ⅱ-1-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
(コメント)	<ul style="list-style-type: none"> 所長は、研修会や勉強会への参加を通し保育所が遵守すべき法令につき理解を深め、職員会議等で職員に伝達している。 所長は、遵守すべき法令等が単に福祉や保育関連に限らず、環境、防災、雇用・労務、食品衛生、交通安全、消費者保護、個人情報保護、著作権保護や公益通報など幅広い分野に及んでいることを認識し、必要な取組を行っている。 	
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
Ⅱ-1-(2)-①	保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
(コメント)	<ul style="list-style-type: none"> 所長は、保育の質向上に人一倍の意欲をもち、職員会議における職員からの報告や各クラスにて保育の現状を把握することを通し、保育の質に関わる課題を認識し、改善のための具体的取組を日常職員と話し合っている。 所長は、特定クラスの保育や保護者対応を他の職員と共に一日中観察し、保育の質向上のための勉強会を開催している。次年度は、系列の保育所職員を含めた公開保育も検討している。 所長は、職員の資質向上のため内外研修の受講を推奨している。 	
Ⅱ-1-(2)-②	経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
(コメント)	<ul style="list-style-type: none"> 所長は、法人理念や基本方針に沿った経営改善や業務の実効性について、職員会議等で話し合いのうえ具体的な取組に指導力を発揮している。 所長は、職員の働き方改革を推進するために、毎月のリフレッシュ休暇の取得促進、職員増員によるクラス担任の複数配置など、働きやすい職場環境の整備に努めている。 所長は、業務効率性についても職員と検討を重ねており、令和5年11月には、保育園アプリを導入することで、子どもの登降所や保護者との各種連絡、保育案の作成等の自動化の準備を進めている。 	

II-2 福祉人材の確保・育成

II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。

II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
<p>(コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人材確保は、専ら法人が役割分担のうえ計画的に取組、HPの活用、ハローワーク利用、市の人材センターへの登録、就職フェアへの参加や保育専門校・大学からのリクルート活動等を行っている。今年度は法人で7名採用し1名が当所に配属された。 ・クラス編成には、複数担任を配置し主要行事の役割を各職員に任せるなどやりがいを持たせたり、内外研修の受講推奨やOJT研修の徹底など職員の育成を図っている。 	
II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b
<p>(コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人の「期待する人物像」は、【階層ごとに求められる機能および求められる職員像】一覧表(A3版)に、階層別に必要な機能や能力が詳述されている。今後は、簡潔に明文化し、職員の指標となる「期待する職員像」として職員に周知を図ることを期待する。 ・人事考課制度を採用し、面接を行うなどの適正な運用を行っている。今後、職員が制度を充分理解し、納得ができる人事評価や自らの将来の姿を描くことができるキャリアパスの充実を期待する。 	

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
<p>(コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所長や主任保育士が、職員の有給取得や出勤状況を定期的に確認し職員のワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。所長は、ゆとりある人員配置を心掛け、職員が心身ともに健康で保育に当たれる職場の環境づくりに努めている。 ・所長は、職員の出勤時に一人ひとりに声掛けし、いつでも相談できる雰囲気づくりに努めている。また、職員は法人窓口に相談できる体制ができています。 ・法人は、市の民間共済会に加入し、職員の希望に応じ福利厚生を受けられる。 	

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
<p>(コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員一人ひとりが「子ども第一に考えた保育」、「子どもの最善の利益に基づく保育ができる職員」を目指し、所長の面接を経て人事考課を実施している。 ・職員一人ひとりの目標設定については、所長が面接を行い良好なコミュニケーションのもとで適切に支援している。 ・職員個々の目標設定は、年度初めに理念や事業計画に沿った具体的項目・水準・期限等明確なものとし、目標の進捗や達成度が客観的に測定でき、所長の中間及び期末面接において職員も納得できる評価が行える制度設計と運用を図ることを期待する。 	
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
<p>(コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人の「期待する人物像」は、当所の基本方針や全体的な計画の中に部分的に見られ、「階層ごとに求められる機能および求められる職員像」に詳述されているが、簡潔に明文化し、職員に分かりやすく目標設定等の指標となる「期待する職員像」として作成のうえ職員に周知することを期待する。 ・職員への教育・研修は、所内の保育向上及びサービス向上の各委員会が作成した年間研修計画に基づき、適正に実施され年度末には見直しも行われている。 	

II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
(コメント) <ul style="list-style-type: none"> ・職員一人ひとりの保育力や技術力を適正に評価・把握し、課題に沿った研修を計画的に実施している。 ・新任職員には、リーダ保育士によるOJT研修を行っており、新任及びリーダー職員双方に効果をあげている。 ・全職員が研修を受けられるよう、リモートによる研修受講や外部講師を招いての所内研修も実施することで効果をあげている。 	
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	
II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
(コメント) <ul style="list-style-type: none"> ・保育実習受入マニュアルを整備し、実習の受入前にはオリエンテーションを行い実習生に保育の専門性を理解する目標を伝えている。 ・実習受入担当職員が、実習生と一緒に実習のプログラムを作成し、実習生が興味を持って積極的に取組めるよう配慮している。 ・実習の実施中には、出身校の教員と連携をとりながら、実習生の様子も実際に見学してもらっている。今年度は、男女2名の実習生を受入れた。 ・大阪市立保育園連盟の学生のインターンシップにも登録し、学生ボランティアを受け入れている。 	

		評価結果
II-3 運営の透明性の確保		
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
(コメント)	<ul style="list-style-type: none"> ・HPの活用により保育所の理念、基本方針、保育の内容、園の特徴、苦情内容やブログを掲載し情報公開を行い、当所の概要が良く理解できる。苦情内容の公開については大いに評価できるものの、運営の透明性確保のためには、事業計画。事業報告や予算情報等の追加掲載も期待したい。 ・保育所の地域における活動については、チラシ等の印刷物を当所外側の掲示板、区役所や地域子育て支援センターに設置し、保育所存在を広く広報している。 ・第三者評価の結果公表も、保育所の透明性確保に資することを期待したい。 	
II-3-(1)-②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
(コメント)	<ul style="list-style-type: none"> ・公認会計士や社会保険労務士等外部の専門家を起用し、定期的な監査(年4回)や適切な助言を得て、公正で透明性ある経営・運営に取り組んでいる。 ・当所で取扱う物品等の購入費や給食代の受領などの小口現金の取扱いについては、銀行への都度入金や法人との連携で適正に取扱っている。 	

		評価結果
II-4 地域との交流、地域貢献		
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
II-4-(1)-①	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
(コメント)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書に地域活動についての法人・当所の方針を明記している。 ・毎日の所庭開放や子育て相談を実施のほか、毎月の「あつまるデー(お楽しみ会)」に近隣の未就学児親子の参加を歓迎している。 ・子ども達が老人福祉センターに出向き、クリスマス会での楽器演奏等が大変喜ばれている。また、商店街へ散歩に出かけ地域住民との交流を継続している。 	
II-4-(1)-②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
(コメント)	<ul style="list-style-type: none"> ・「ボランティア受入マニュアル」を整備し、地元図書館から絵本の読み聞かせボランティア(約10人)を年2回受入れた実績がある。 ・高校生、短大生や保育実習経験者にボランティア活動を呼びかけており、実現が望まれる。 	
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
II-4-(2)-①	保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
(コメント)	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの最善の利益を提供する保育所として、地域の関係機関や団体との連携を図る連絡網を整備し、リストを職員間で共有している。 ・地域のネットワーク会議に参画し、定期的な連絡会に出席している。 ・要保護児童対策地域協議会(要対協)に参画し、虐待を疑われる子どもについて要対協。区の子育て支援室や市の児童相談所との連携を図っている。 	

II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

II-4-(3)-① 地域福祉のニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
(コメント) <ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉センター(高齢者)、子ども支援センター(未就園児親子)や子ども・子育てプラザとの三館合同協議に参画し、地域福祉ニーズの把握に努めている。 ・地域の福祉施設が集う地域ネットワークに参画し、定期会議に出席している。 ・当所から職員が地域子育てセンターに出向き、親子遊びや救急救命指導を行っている。AEDは当所の玄関に設置し、門に掲示を行っている。 	
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
(コメント) <ul style="list-style-type: none"> ・連携機関や団体に参画することで地域の福祉ニーズの把握に努め、具体的支援を年間計画(子育て支援計画)に落とし込み計画的に活動している。 ・当所が有する子育てに関わる専門ノウハウを地域の親子に還元している。 ・有事における地域住民の安全・安心を確保するため、所内と子育て支援センター(3階)にタオル、ペーパー類や保存食品を備蓄している。 	

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

		評価結果
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス		
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-①	子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
(コメント)	<ul style="list-style-type: none"> ・保育理念に「子どもの幸福を第一に考えた保育…」や「子ども達の主体性を尊重…」等の明示があり、子どもを尊重した保育実践の指針となっている。 ・インクルーシブ保育の実践で、子ども達が性差、障がいの有無や文化の違いにとられず、互いを尊重する心を育てる取組を行っている。 ・保育基本マニュアルや倫理綱領を策定し、基本的人権に配慮した取組が組織的に行われ、定期的な見直しもしている。 	
Ⅲ-1-(1)-②	子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	b
(コメント)	<ul style="list-style-type: none"> ・プライバシー保護に関するマニュアルを整備し、会議等にて所長から子どものプライバシー保護に配慮するよう常に伝えている。 ・子ども用個室トイレに扉が完備され、各保育室で着替えの都度窓のカーテンを閉め、外部からの目隠しを行い子どものプライバシー保護に努めているのが窺える。また、プール利用時には、所外からの視線を遮るネットやフェンスを設置し、設備面の配慮を行っている。 ・保護者からの込み入った相談等への対応には、現状よりもプライバシー保護が確実なスペースを確保することを期待したい。 	
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-①	利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
(コメント)	<ul style="list-style-type: none"> ・HPにおいて、理念や基本方針、保育の内容や特徴等を掲載し、入所希望者に情報を提供しているほか、参考資料を近隣の施設に設置している。 ・見学希望申込みに対応し、所内を見学後パンフレット等で丁寧に説明を行っている。HPやパンフレットは、写真を多用し分かりやすい内容となっている。 ・電話による問い合わせも受け付けている。 	
Ⅲ-1-(2)-②	保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a
(コメント)	<ul style="list-style-type: none"> ・保育の開始や保育内容の変更に際しては、保護者の意向に配慮し納得を得たうえで同意書を交わしている。 ・入所時には、重要事項説明書や保育所のしおり等を使い、保護者が理解しやすいように説明している。また、必要に応じ個別の機会も設けている。特に配慮が必要な保護者には、翻訳アプリを使用するなどコミュニケーションに工夫をしている。 ・所内に保護者が理解しやすい資料を掲示したり、手紙を配付するなど丁寧な説明を心掛けている。 	
Ⅲ-1-(2)-③	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a
(コメント)	<ul style="list-style-type: none"> ・入退所マニュアルを活用し、保育所等の変更退所後の相談等に対応している。 ・保育所の移行に際しては、保育の継続性の観点から保護者の同意を得て移行先に必要な資料の提供を行う用意がある。 ・所長は、特に支援を要する子どもについては、保育所等の変更にあたって可能な限りフォローすることを考えている。 	

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。

Ⅲ-1-(3)-①	利用者満足の上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
(コメント)	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の要望を記録し、所内のサービス向上委員会で職員が話し合い、振返り(評価)を行っている。 ・個人懇談会やクラス懇談会で保護者の要望を聞き、会議で共有を図り分析と対応を行っている。 ・日常の登降所時に保護者との会話を通して保護者満足度の把握に努めている。 	

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

Ⅲ-1-(4)-①	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
(コメント)	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情対応マニュアルを整備し、HPへの掲載や重要事項説明書にも記載し、保護者に分かりやすいよう所内にポスター掲示を行っている。 ・苦情内容については、匿名性を担保してHPにおいて公表し、職員に対しても周知のうえ保育の質向上に努めている。 ・大阪市から移管されて1年目の保護者アンケートは全保護者に対し文書で公表している。また、大阪市のHPにも関連掲載がある。 	
Ⅲ-1-(4)-②	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b
(コメント)	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者が相談しやすいように、受付窓口を設置し、送迎の際も日常的に相談できる体制を構築している。 ・事務所や空き保育室を活用して、相談場所としている。ただし、保護者が気兼ねなく相談するため、プライバシーが確保できる適切なスペース確保が必要と思われる。今後の対応を望む。 	
Ⅲ-1-(4)-③	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
(コメント)	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者からの相談には、迅速に対応して職員間で共有のうえ問題の解決に取り組んでいる。 ・また、保育所内に「サービス向上委員会」を設置して、対応マニュアルに沿って対応しているが、委員会を中心にマニュアルの見直しを行うとともに組織的な対応を行うように努めている。 ・意見箱を設置し、苦情受付のチャンネルを増やしている。 	

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。

Ⅲ-1-(5)-①	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
(コメント)	<ul style="list-style-type: none"> ・リスクマネジメント体制が構築されており、リスクマネジメント会議を行い、安全管理、事故対応、食中毒、不審者対応等のマニュアルを整備し、職員間で周知対応を行っている。 ・安全衛生研修グループやリスクマネジメント委員会において、安全に対する研修（救急救命・AED・エビペン・嘔吐物処理等）を行い知識とスキルを習得している。 ・「安全点検ツアー」として、保育内容や安全点検を担当クラス以外の職員が、他クラスを見て安全確保の取組を行って、実効性を高めている。 	
Ⅲ-1-(5)-②	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
(コメント)	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症対応マニュアルを基に、看護師を中心に園内研修を定期的に行い、実効性を高めている。 ・園内で行っている安全衛生研修グループを中心にマニュアルを見直し、研修結果に反映しながら、感染症予防策に取り組み、嘔吐処理などの勉強会やシュミレーション研修等を行っている。 ・コロナウィルス予防対策では、保健所の指導を受け、消毒、パーテーション設置、マスク着用などの取組を行っている。 	
Ⅲ-1-(5)-③	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
(コメント)	<ul style="list-style-type: none"> ・安全管理・危機管理の指針のもとに避難訓練計画を策定し、3階の子育て支援センターと合同で、毎月避難訓練を実施している。保育所が入っている「旭総合福祉センター」合同の避難訓練も実施している。 ・保護者には、一斉ラインメール配信で知らせ、避難先を門にも張り出して、対応している。 ・備蓄品もリストを作成し、ローテーションしながら対応できるように体制整備を行い、避難の際には防災頭巾、防災靴の着用、2方向での安全避難経路の確保など、体制構築して対応している。 	

		評価結果
Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保		
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-①	保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a
(コメント)	<ul style="list-style-type: none"> ・規定マニュアル（食事・環境・保育の方法・子育て支援・生活援助など）が整備されており、毎年度初めに職員が読み合せのうえ、保育を進めている。 ・マニュアルに沿って、年間・月案・週案が適切に整備されている。 	
Ⅲ-2-(1)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
(コメント)	<ul style="list-style-type: none"> ・標準的な実施方法とされる規定マニュアルについて、各研究グループ内で討議し、見直しや改定が行い、意見交換や公開保育等で、検証を行う体制が確立されており、毎年継続されている。 	
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-①	アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a
(コメント)	<ul style="list-style-type: none"> ・一人ひとりの子どもについて入園前に、所長・担任が面接・ケース会議を行い、個別の指導計画を策定できるよう取り組んでいる。 ・個々の指導計画には保護者の思いが反映されるように、また、連携している関係機関の意見を踏まえて、立案されている。 ・指導計画には、反省し、次への手立てが見えるように、計画書に評価の欄があり、次への手立てが考えられている。 	
Ⅲ-2-(2)-②	定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a
(コメント)	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月行われている保育会議で、クラスの子どもの様子を伝え、助言等を得、次の計画に反映できるように仕組みづくりが行われている。 ・PDCAサイクルを廻し四期の指導計画の内容に反映できるよう努めている、 	

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

Ⅲ-2-(3)-①	子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
(コメント)	<ul style="list-style-type: none">・法人内で統一した形式の月案や週案、児童表、日誌等の記録用紙を使い、書き方等についても園長・主任が中心になって保育向上委員会で記録を基に話し合いを行い、より改善を図りながら、記録するよう体制が整備されている。・記録されたものを基に話し合いが行われ、すべての子どもの状態がわかるように会議等が実施されている。	
Ⅲ-2-(3)-②	子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
	<ul style="list-style-type: none">・子どもの記録に関する管理は、初任者研修及び毎年の初年度の会議等で施設長等が注意喚起をし、職員は取り扱いに留意し、鍵のついたロッカーに保管することとしている。・まだ、移管開設間もない保育所であるが、保管・廃棄等について法人内に規定があり、保護者の同意を得ながら記録の管理に当たっている。	

児童福祉分野【保育所】の内容評価基準

		評価結果
A-1 保育内容		
A-1-(1) 全体的な計画の作成		
A-1-(1)-①	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a
(コメント)	<ul style="list-style-type: none"> 全体的な計画は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法に示されている理念などをふまえ、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの発達過程を踏まえて策定されている。 各学年の年間計画は、全体の計画を踏まえて計画され、毎年、職員の意見を聞きながら、改定されるように取り組まれている。 委嘱前より、地域の実態を踏まえ、市からの意向を踏まえて、法人の特色を生かせるように計画されている。 	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(2)-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	b
(コメント)	<ul style="list-style-type: none"> 保育室内は、温度・湿度・換気や音などに配慮して子どもが心地よく過ごせるように、湿度管理のために室内に濡れタオルなどを置くなど、環境の整備に努力している。 建物が古いため、廊下などでの動きに改善を要すると感じる部分があり、調査訪問時は建物全体の外壁工事が行われていたため、室内の明るさなど、今後改善されていくことが望ましい部分が散見された。今後の改善に期待する。 	
A-1-(2)-②	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
(コメント)	<ul style="list-style-type: none"> 一人ひとりの子どもの発達状況を踏まえて、どのような保育が受容的な保育になるかを会議等で、記録を基に話し合い実践できるように協議している。また、言葉の使い方についても研修を深め、従属的な言葉かけにならないように、絶えず気を付けて保育し、特に乳児には担当制保育を実施して、子どもからのサイン等を見逃さずより安定した関係の構築を目指して保育を進めている。 	
A-1-(2)-③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
(コメント)	<ul style="list-style-type: none"> 一人ひとりの子どもの発達に合わせて、その子の状態を保護者と共有しながら基本的な生活習慣が身につくように言葉かけを行い、生活リズムの確立に向けて見守り、その子のやる気を大切に待つように、保育を進めている。 特に手洗いや排泄の習慣については大阪市から委託される前に改修をして環境改善整備を進めることで、自発的な生活習慣になる保育を進めている。 	
A-1-(2)-④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
(コメント)	<ul style="list-style-type: none"> 子どもが自ら遊び出せるように、コーナー等を設定し、おもちゃ等が選べるように棚等が置かれている。 視覚支援することで片付け等にも配慮して保育を進めている。 所庭が目前にあり、外で元気に遊べるようになっている。 散歩等にも出かけ、地域の人と接する機会を積極的に作り、子どもの生活が豊かになるように保育を展開している。 	

A-1-(2)-⑤	乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	<ul style="list-style-type: none"> ・0歳児は1歳児と保育室を共有することが多いが、状況に応じ0歳児だけの場を作るなど、十分な人員配置をすることで一人ひとりの子どもの状況に合わせ担当制の保育を進めている。 ・0歳児用の手作りおもちゃ等を準備し、子どもの表情や変化を見逃さず言葉がかけられるよう担当者が中心にその子の一人ひとりの状態を丁寧に保護者に知らせるとともに、担当者や副担当者を決め保育ににあたっている。 	
A-1-(2)-⑥	3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	<ul style="list-style-type: none"> ・1・2歳児の保育にあたっては、子どものしたい気持ちを大切に受け止め、やれるところや援助が必要なところをしっかりと見つけて、対応できるように保育を進めている。 ・育児担当制を行っているが、同じクラスの職員間で保育についてアドバイスをしながら保育を進め、より良い保育になるように取り組んでいる。 ・保育向上委員会や資質向上委員会での取組の中で、かかわりや保育室の改善などを協議し、保護者との連絡を密にとりその子の状態に合わせた保育にいかしている。 	
A-1-(2)-⑦	3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	<ul style="list-style-type: none"> ・異年齢保育を進めており、4月にペアになる子どもを決めて、一緒に手をつないで散歩に出かけたり、年長になる子どもたちが、年下の子どもへの思いを育みながら、一緒に遊ぶ機会を持ったりしながら保育を進めている。 ・年齢に応じた遊びを展開する中で、仲間とのつながりやいろいろな遊びを楽しむように、保育内容を考慮して保育を進めている。 	
A-1-(2)-⑧	障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	<ul style="list-style-type: none"> ・インクルーシブ教育のもと、障がいのある子どもたちが安心して生活ができるように、市役所の障がい児教育の専門家の助言を得ながら保育を進めている。 ・保護者とも連絡を密にし、関係機関と連携し保育を進めている。 ・子どもたちが自然に受け止められるように、個別指導計画を保護者と相談しながら立案し、研修も受けて進めている。 	

A-1-(2)-⑨	それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	
(コメント)	<ul style="list-style-type: none"> ・保育室内にソファなども設置し、くつろげるように工夫してゆったりと過ごせるように環境を整備し、引継ぎボードを活用して保護者に丁寧に伝えている。 ・18時:30分以降になる子どもたちには、干菓子等のおやつを準備し、異年齢の子どもも楽しく過ごせるように保育士を配置し、保育にあたっている。 ・長時間になる子どもの状態を踏まえ、保育の中で休息等が行えるように保育の体制を整えている。 		
A-1-(2)-⑩	小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a	
(コメント)	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣の小学校へ見学等を行い、就学に向けて学校と連携して保育所での生活を伝える努力を行い、保護者には就学に向けて個人懇談等を実施し、不安感をなくして、小学校への生活できるように保育内容に取り組んでいる。 ・小学校教諭との意見交換や幼児期に育てて欲しい姿を話し合い円滑な接続になるよう取り組みを進めている。 ・時間を意識できるようにタイムタイマーを活用して時間が目で見えるよう取り組みを行うなど、小学校への取り組みを進めている。 		
A-1-(3) 健康管理			
A-1-(3)-①	子どもの健康管理を適切に行っている。	a	
(コメント)	<ul style="list-style-type: none"> ・健康管理に関する大阪市の「こどもの健康」を基に、健康管理を行い「健康のしおり」を保護者に配布して、子どもの既往歴や予防接種等の状況把握を行っている。 ・SIDS（乳幼児突然死症候群）について保護者に知らせるとともに、0歳児5分、1・2歳児10分ごとの睡眠チェックを実施し、対応に当たっている。 		
A-1-(3)-②	健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a	
(コメント)	<ul style="list-style-type: none"> ・年2回の内科検診と1回の歯科検診を実施し、「けんこうてちょう」に記載して保護者に知らせるとともに、保育士もその子の健康状態を把握して保育にあたっている。 		
A⑭	A-1-(3)-③	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
(コメント)	<ul style="list-style-type: none"> ・アレルギー等の慢性疾患のある子どもに対して、医師の指示書のもと、除去食を提供し、対応に当たっている。 ・座席を固定して誤食の無いように、調理員と保育士のダブルチェックを行い食事の提供を行い、エピペンの研修や誤食のシュミレーションを行うなどその子の安全と事後の処理について細かく確認して対応している。 ・アレルギー等の研修をリスクマネジメント委員会を中心に行うなど適切な対応について努力している。 		

A-1-(4) 食事	
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
(コメント)	<ul style="list-style-type: none"> 安定して食べられるように、椅子の高さや背もたれ、パーテーションを準備し、食事の際の環境を整える努力を行っている。 食育計画の一環で身近な野菜の栽培を行い、皮むきやサツマイモ掘りを経験し、食べ物への興味付けを行い、みんなで楽しく食べられるようしている。 年間食育計画を基に保育内容研修を行い、子どもが楽しめる食事の提供に努力している。
A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
(コメント)	<ul style="list-style-type: none"> 無農薬のお米を給食に活用して、安心して食べることのできる給食を提供している。 衛生管理マニュアルのもと、子どもの状態に合わせた調理法や盛り付け等を工夫して、食べている様子や感想を調理員や栄養士に伝え、給食の改善につなげる努力を行っている。

	評価結果
--	-------------

A-2 子育て支援	
A-2-(1) 家庭との緊密な連携	
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
(コメント)	<ul style="list-style-type: none"> 保護者には子どもの日々の園での様子や活動を毎月の保育所だより・クラスだよりで知らせたり、懇談会や個別懇談（必要であれば家庭訪問）を実施して保護者に直接伝える取り組みをしている。 各保育担当者は毎日、乳児にはお便り手帳にその日の様子を記載し、幼児には掲示板に記載して伝えると共に送迎時にも保護者に対してその日の出来事できるだけ伝えるように努めている。
A-2-(2) 保護者等の支援	
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	b
(コメント)	<ul style="list-style-type: none"> 連絡帳や送迎時に保護者と会話し、保護者が困っていること等を話しやすい雰囲気を作って、安心して子育てができるように支援体制を構築している。 保護者からの相談等について、園全体で取り組めるように体制を整備し支援を行った。また、必要に応じて職員会議等で共有して保育にあたっている。 面接等が気軽に行えるように体制整備をしているが、今後はゆっくり話せる場を確保して、相談業務にあたることを望む。
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
(コメント)	<ul style="list-style-type: none"> 朝の指針や着替え等の際に子どもの細かな変化やケガなどの有無について、しっかり確認し、関係機関と連携しながら、虐待等の早期発見早期対応に努めている。 虐待防止マニュアルを基に、研修を深め、疑わしい事案発生の場合は「家庭状況把握表」に記載して職員間で共有し、対応に当たっている。

		評価結果
A-3 保育の質の向上		
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A-3-(1)-①	保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
(コメント)	<ul style="list-style-type: none"> 保育士自身が、自己評価シートを作成し、更なる資質向上に向けて、努力しており、内部監査（安全点と自己評価）を保育所全体で実施し、研究保育も行いながら、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。 	

		評価結果
A-4 子どもの発達・生活援助		
A-4-(1) 子どもの発達・生活援助		
A-4-(1)-①	体罰等子どもへの不適切な対応が行われないよう、防止と早期発見に取り組んでいる。	a
(コメント)	<ul style="list-style-type: none"> 「就業規則」の中に「いかなる身体的および精神的な体罰を禁止する」と明されており、研修会を行い、不適切な保育が行われないように保育所全体で取り組みを進めている。 	

利用者(保護者)への聞き取り等の結果

調査の概要

調査対象者	大阪市立森小路保育所を利用中の子どもの保護者
調査対象者数	89世帯
調査方法	アンケート調査による。(アンケート用紙は、保育園に依頼し保護者に直接手渡し、回収は保育園に設置した回収箱への投入をお願いし、園より評価機関へ一括返送してもらう方法を使った。)

利用者への聞き取り等の結果(概要)

現在、保育園を利用している子どもの保護者世帯に対し、1世帯1アンケート用紙を配付し、内66を回収した。回収率は、74%であった。

○回答の内、満足度100%の項目は、下記の3項目であった。(質問数は自由記述を除き16)

・入園後も、保育園やクラスの様子などについて、「園だより」、「クラスだより」等を通じて、判りやすく伝えられていますか。

・健康診断の結果について、園から伝えられていますか。

・献立表やサンプル表示などで、毎日の給食の内容がわかるようになっていきますか。

○回答の内、満足度90%以上の項目は、下記の7項目であった。

・保育園に入園した際に、保育の内容や方法について、説明がありましたか。

・入園時の説明や園の子どもたちの様子を見て、子どもを預けることの不安が軽減しましたか。

・園内で感染症が発生した際には、その状況について必要に応じて連絡がありますか。

・給食のメニューは、充実していますか。

・お子さんの給食の食べ具合は、必要に応じて連絡されていますか。

・送迎時の保育士との話や連絡帳などを通じて、園や家庭での子どもの様子について情報交換がされていますか。

・懇談会や保育参観など保護者が保育に参加する機会がありますか。

○回答の内、満足度80%以上の項目は、下記の3項目であった。

・保育園の理念や方針について、園から説明がありましたか。

・園の保育について、あなたの意見や意向を伝えることができますか。

・お子さんや家庭のことについて相談した内容が、他人に漏れていたというような経験はありますか。

○保護者による、知らせて欲しい情報、園の特徴、して欲しい・欲しくないサービス、園やサービスに対する自由記載についての記述は多数あり、その一部を抜粋すると下記の通りである。

【知らせて欲しい情報】・友達との関わり、喧嘩の内容、仲良しな子・食事や昼寝の様子を写真などで見たい・感染症のお知らせ(LINE活用)・好きな遊び、嫌いな遊び・嫌がった事、泣いた事は何か・トイレへの意欲・下の子も入れるよう定員増加・給食の食べた量(家と比較・参考にしたい)・どんなことができたのか・特になし等(10件)

【園の特徴】・先生の笑顔、やさしい、明るい・園庭が広く外遊びが伸び伸びできる、乳児は裏庭の芝で外遊びができる・子ども達を自由にさせてくれる・科学遊び、英語遊び、運動遊びと充実した保育で子どもが毎月楽しみにしている・子どもの事をとにかく褒めてくれる・クラスに関係なく園児が仲良い・聞きたい事はすぐ聞ける環境・ベテラン先生が多い・イベント行事が豊富・食育に力を入れている・先生方が多く安心できる・自然を体験できる(昆虫、芋ほり、種植えなど)・働く親の味方

【して欲しい・欲しくないサービス】・情報伝達にもう少しLINEやメールなど電子化してほしい、園の様子や連絡事項をスマホで知ることができれば良い・自転車置き場に屋根の設置・工作や絵はできるだけでもらいたい、毎月の歌などクラスだよりで教えてもらおうと家でも子供と一緒にできる・給食の試食会・プライバシーや個人情報保護への配慮・特になし等(11件)

【園やサービスに対する自由記載】・障がい児を特別扱いせず皆と遊ばせてもらいお陰で成長した、先生に感謝・民営化して対応が良くなり、子ども達が伸び伸び成長している・絵本の貸し出しは嬉しい・お便りは廃止や枚数の軽減、デジタル化した方が先生の負担を減らしエコな気がする・より特色を出した運営に変えてほしい、もしくはもっとアピールしてほしい。

以上

福祉サービス第三者評価結果報告書【受審施設・事業所情報】 における項目の定義等について

①【職員・従業員数】

●以下の項目について、雇用形態（施設・事業所における呼称による分類）による区分で記載しています。

▶正規の職員・従業員

・一般職員や正社員などと呼ばれている人の人数。

▶非正規の職員・従業員

・パート、アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員、嘱託などと呼ばれている人の人数。

②【専門職員】

●社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、訪問介護員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、社会福祉主事、医師、薬剤師、看護師、准看護師、保健師、栄養士等の福祉・保健・医療に関するものについて、専門職名及びその人数を記載しています。

③【施設・設備の概要】

●施設・設備の概要（居室の種類、その数及び居室以外の設備等の種類、その数）について記載しています。特に、特徴的なもの、施設・事業所が利用される方等にアピールしたい居室及び設備等を優先的に記載しています。併せて、【施設・事業所の特徴的な取組】の欄にも記載している場合があります。

	例
居室	●個室、2人部屋、3人部屋、4人部屋 等
設備等	●保育室（0才児、1才児、2才児、3才児、4才児、5才児）、調乳室、洗面室、浴室、調理室、更衣室、医務室、機能訓練室、講堂 等